平成21年第6回防府市議会定例会会議録(その1)

平成21年9月1日(火曜日)

議事日程

平成21年9月1日(火曜日) 午前10時 開会

- 1 開 会
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 会期の決定
- 4 総務委員会正副委員長の互選の報告
- 5 市長行政報告
- 6 議案第52号 防府市自治基本条例の制定について (総務委員長中間報告)
- 7 選任第 2号 防府市教育委員会委員の選任について
- 8 選任第 3号 防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 9 報告第22号 防府地域振興株式会社の経営状況報告について
- 10 報告第23号 平成20年度防府市水道事業決算に基づく資金不足比率の報告 について
- 11 認定第 1号 平成20年度防府市水道事業決算の認定について
- 12 議案第63号 財産の取得について
 - 議案第64号 財産の取得について
- 13 議案第65号 工事請負契約の締結について
- 14 議案第66号 工事請負契約の締結について
- 15 議案第67号 山口市と防府市との間における消防事務の委託に関する規約の変更について
 - 議案第69号 防府市消防本部及び消防署の設置等に関する条例中改正につい て
- 16 議案第68号 防府市国民健康保険条例中改正について
- 17 議案第70号 平成21年度防府市一般会計補正予算(第8号)
- 18 議案第71号 平成21年度防府市競輪事業特別会計補正予算(第1号)
 - 議案第72号 平成21年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2号)

議案第73号 平成21年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第74号 平成21年度防府市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)

議案第75号 平成21年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算(第

1号)

議案第76号 平成21年度防府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第77号 平成21年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1号)

19 議案第78号 平成21年度防府市水道事業会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員(26名)

1 :	番	安	藤	=	郎	君		2 †	番	斉	藤		旭	君
3 :	番	Щ	田	耕	治	君		4	番	河	杉	憲	=	君
5 :	番	Щ	根	祐	=	君		6	番	土	井		章	君
7 :	番	松	村		学	君		8	番	大	田	雄二	郎	君
9 :	番	木	村	_	彦	君	1	0 1	番	横	田	和	雄	君
1 1	番	田	中	敏	靖	君	1	2 =	番	Щ	本	久	江	君
1 3	番	田	中	健	次	君	1	4	番	佐	鹿	博	敏	君
1 5	番	弘	中	正	俊	君	1	6	番	髙	砂	朋	子	君
1 7	番	今	津	誠	_	君	1	8	番	青	木	明	夫	君
1 9	番	重	Ш	恭	年	君	2	0 1	番	伊	藤		央	君
2 1	番	原	田	洋	介	君	2	2 †	番	Ξ	原	昭	治	君
2 3	番	藤	本	和	久	君	2	4	番	久	保	玄	爾	君
2 5	番	Щ	下	和	明	君	2	7 =	番	行	重	延	昭	君

欠席議員(1名)

26番 中司 実君

説明のため出席した者

市 長松浦正人君 副 市 長嘉村悦男君

会計管理者 松 吉 栄 君 財 務 部長吉村廣 樹君 総務部長浅 田 道生君 総 務 課長 原 田 知 昭君 友 二 君 正君 生活環境部長古 谷 産業振興部長 阿 部 勝 土木都市建設部長 阿 部 裕 明君 土木都市建設部理事 岡 本 幸 生 君 健康福祉部長田 中 進君 利 雄君 教 育 長岡 田 教育 次長 山 勇 君 水道事業管理者 中 邊 村 隆君 水道局次長本 繁 君 防 長 武 郎君 廣 消 村 監 査 委 康夫君 入札検査室長安 員 和 田 田 節 夫 君 農業委員会事務局長 村 ⊞ 信行君 監查委員事務局長 小野寺 光 雄 君 員 今 津 誠 一 監 杳 委 君

事務局職員出席者

議会事務局長森 重 豊君 議会事務局次長 山 本 森 優 君

午前10時 開会

議長(行重 延昭君) ただいまから平成21年第6回防府市議会定例会を開会いたします。

議長(行重 延昭君) 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。 欠席の届け出のありました議員は中司議員であります。また、執行部については古谷選 挙管理委員会事務局長が所用のため欠席する旨の届け出に接しておりますので御報告をい たします。

会議録署名議員の指名

議長(行重 延昭君) 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。5番、山根議員、 6番、土井議員、御両名にお願い申し上げます。

会期の決定

議長(行重 延昭君) 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月29日までの29日間としたいと思いますが、これ に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(行重 延昭君) 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月29日までの29日間と決定をいたしました。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほど、お願い申し上げます。

総務委員会正副委員長の互選の報告

議長(行重 延昭君) 去る8月11日、弘中議員より総務委員長を辞任したいとの届け出がありましたので、同日開催されました総務委員会において、弘中議員の委員長の辞任が許可され、新しい委員長に斉藤議員、副委員長に青木議員が互選されましたので御報告いたします。

市長行政報告

議長(行重 延昭君) これより市長の行政報告を受けます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長(松浦 正人君) 平成19年に売却いたしました中心市街地の公有地につきまして、その開発の進捗状況等を御報告申し上げます。

市街地再開発事業用地西区につきましては、株式会社穴吹工務店及びアール・シー・エフ有限会社に売却し、このうち株式会社穴吹工務店につきましては、当初の計画どおり分譲マンションを建設され、今月からマンションへの入居が始まると伺っております。

一方、ホテルの建設を計画されていたアール・シー・エフ有限会社につきましては、昨年6月に親会社が経営破綻し、さらに本年3月にはアール・シー・エフ有限会社自体も破産に至り、大阪地方裁判所から選任された破産管財人に、当該土地の処分が託されるとこるとなりました。

破産管財人は、債権者であります株式会社山口銀行、共同入札者でありました株式会社 穴吹工務店及びその取引先等を通じて転売先を模索された後、本市の「防府駅てんじんぐ ち地区地区計画」などの土地利用計画を遵守する、という条件を付して競争入札を実施さ れ、株式会社マツダレンタカー山口が応札されました。

この株式会社マツダレンタカー山口の土地利用計画につきましては、本市のまちづくりにおける地区計画に反するところもないことから、本市土地開発公社としてこの転売について了承したところでございます。

なお、株式会社マツダレンタカー山口の事業計画によりますれば、本年 1 0 月に着工され、年明け早々には営業を開始される予定となっております。

本市の玄関口であります防府駅前で営まれるレンタカー事業でございますので、本市を 訪れる観光客、ビジネスマンの皆様に大いに利用していただくことで交流人口も増加し、 「にぎわいの創出」につながるものと考えております。

次に、防府駅みなとぐち広場用地につきましては、昨年9月に売却先の株式会社原弘産から、建設資材の高騰やマンション市況に対する不透明感の広がりなどにより、着工時期を延期したいとの申し出があり、やむを得ず1年の着工猶予を承認いたしましたが、今市議会会期中にその期限が到来いたします。

この1年間、状況の確認、早期着工に向けた協議などを何度も行ってまいりましたが、 国内経済全般にわたり景気回復とまでは至っておらず、特に不動産市況の回復には、いま しばらくの時間が必要と見込まれることから、さらにもう1年の着工猶予について考慮せ ざるを得ないと考えております。

しかしながら、当該地は防府市の顔とも言うべき場所でありますので、市といたしましては、株式会社原弘産に対し、一刻も早い建設着工を求めてまいりたいと考えております。 以上、御報告申し上げます。

議長(行重 延昭君) ただいまの行政報告に対する質疑につきましては、一般質問に 含めてお願いしたいと思います。したがいまして、この質問の要旨は、本日の午後5時ま でに御提出いただきますようお願い申し上げます。

議案第52号防府市自治基本条例の制定について

(総務委員長中間報告)

議長(行重 延昭君) この際、総務委員会より議案第52号の審査の過程について中間報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。斉藤委員長。

〔総務委員長 斉藤 旭君 登壇〕

2番(斉藤 旭君) 私は民意クラブの斉藤でございます。このたびは、総務委員長 という大事なお役をいただきました。ありがとうございました。

当委員会には防災対策をはじめとするいろいろな課題が山積しております。皆様方の御協力をいただきながら一生懸命取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員長の中間報告をさせていただきます。

さきの6月議会定例会におきまして継続審査となりました議案第52号防府市自治基本条例の制定について、去る8月11日及び8月24日に委員会を開催し、審査いたしましたので、御報告申し上げます。

8月11日に執行部原案に対し、修正案が土井委員より委員会に提示され、修正をしよ

うとする箇所の説明があり、各委員が持ち帰って検討いたしました。

8月24日の委員会では、各委員が持ち帰って検討した結果について意見を述べました。その主なものを申し上げますと、「修正されようとしている前文には、瀬戸内海、あるいは佐波川という言葉があるが、良港あるいは港による発展という趣旨のことも入れてはどうか」という意見や、「第2条の条例の位置付けにおいて最高規範とあるが根拠を明確に説明できるのか。また、条例の趣旨もわかりにくい」という意見がございました。

また、「修正されようとしている第4条の自治の基本理念に基本的人権とあるが、人権を浮薄に考えるべきではない。自治の主体は市民であるので十分でないか」という意見に対し、「基本的人権という文言はないといけないというものではないが、市民側に立っているというのがよく通じてよいのではないか」という意見もございました。

また、「修正しようとしている案では、執行部原案の第32条を削除しているが、市民にわかりやすくするためにも修正案の第32条において見直しの機関を設けるといったことを明記したほうがよいのではないか」という意見もございました。

以上の意見を参考に改めて修正案をつくり、次回の委員会に提出される予定になっております。

以上をもちまして、総務委員会の中間報告とさせていただきます。

議長(行重 延昭君) ただいまの総務委員会の中間報告に対し、質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長(行重 延昭君) 以上で、総務委員会の中間報告を終わります。

選任第2号防府市教育委員会委員の選任について

議長(行重 延昭君) 選任第2号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長(松浦 正人君) 選任第2号防府市教育委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、防府市教育委員会委員のうち、鈴木隆子委員の任期が9月30日をもって満了となりますので、引き続き委員としてお願いするものでございます。

鈴木委員には、平成13年10月以来、教育委員会委員として本市教育行政の運営に御 尽力をいただいており、教育委員として適任であると考えております。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長(行重 延昭君) 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長(行重 延昭君) 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(行重 延昭君) 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長(行重 延昭君) 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(行重 延昭君) 御異議ないものと認めます。よって、選任第2号については、 これに同意することに決しました。

選任第3号防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長(行重 延昭君) 選任第3号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長(松浦 正人君) 選任第3号防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について 御説明申し上げます。

本案は、防府市固定資産評価審査委員会委員のうち、橋本勇氏が9月30日をもって任 期満了となりますので、引き続き委員としてお願いするものでございます。

橋本委員は、専門的な知識、経験が豊富であり、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えております。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長(行重 延昭君) 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長(行重 延昭君) 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付 託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(行重 延昭君) 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長(行重 延昭君) 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(行重 延昭君) 御異議ないものと認めます。よって、選任第3号については、 これに同意することに決しました。

報告第22号防府地域振興株式会社の経営状況報告について

議長(行重 延昭君) 報告第22号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長(松浦 正人君) 報告第22号防府地域振興株式会社の経営状況報告について御説明申し上げます。

まず、平成20年度の決算でございますが、お手元の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細書にお示ししておるとおりでございます。

事業の内容につきましては、「ルルサス防府」の公共公益施設部分については防府市へ の賃貸を、駐車場施設については時間貸し等による営業をそれぞれ行っております。

次に、平成21年度の事業計画でございますが、施設の利便性確保と適切な運営管理に努めてまいります。

以上、概要を御説明申し上げ、報告にかえさせていただきます。

議長(行重 延昭君) 本件に対する質疑を求めます。9番、木村議員。

9番(木村 一彦君) 21ページに3として販売業及び一般管理費の明細が載っております。その中で一番上に役員報酬54万円、給料及び手当422万7,699円となっております。これは何人分なのか。それから、この役員及び従業員の勤務形態といいますか、常勤なのか、その辺のことで御説明願いたいと思います。

議長(行重 延昭君) 産業振興部長。

産業振興部長(阿部 勝正君) お答えをいたします。

この給料及び手当、これは2人分でございます。それとあと役員報酬につきましては、 監査委員さんお1人です。

議長(行重 延昭君) 9番、木村議員。

9番(木村 一彦君) それでは、役員報酬は監査委員の報酬であって、これは給料及 び手当をもらう人とは別の人だという理解をしてよろしいですね。

それで今のお2人分、給料及び手当をもらっておられるお2人分のそれぞれの職責といいますか、役職はどういうふうになっているんでしょうか。もちろん常勤の人だと思うんですけど、その辺の御説明願いたいと思います。

議長(行重 延昭君) 産業振興部長。

産業振興部長(阿部 勝正君) お1人は税務署を退職された方で常勤1名です。それとパートの方が1名、計2名でございます。

議長(行重 延昭君) 7番、松村議員。

7番(松村 学君) ルルサスの駐車場施設についてちょっとお尋ねしたいんですが、以前、私も、できた当初に、駐車場の料金の値下げ等々について検討してくれということで、ちょうど総務部長さん、いらっしゃいましたね、答弁でね。言ったところでございますけれども、あれから年数も大分たちまして、市のほうでも利用者等々の状況を見ながら検討するということでございましたけども、あれから利用人数等の上限はどのように把握されて、どういうふうになっているのか。

そして、そういう状況の中で、今後やはりルルサスという施設、市の交付金も入っております。市民にもっと開放すべきと思いますし、今なかなか、ルルサスのほうの入場者数もちょっと芳しくないような気がしますが、こういったことも配慮して、ぜひルルサスという施設を有効に市民に活用していただきたいと思いますが、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長(行重 延昭君) 産業振興部長。

産業振興部長(阿部 勝正君) お答えをいたします。

駐車場の現在、定期貸しなり、それ以外で収入が 駐車料金が入ってきております。 比較的順調に推移はしておるというふうには思っておりますので、今後、今、松村議員おっしゃったような形で、少し安くできるもんであれば、そのようなことも含めて、今度、 株主総会なり、その辺の話も出してみたいというふうに思っております。

議長(行重 延昭君) 7番、松村議員。

7番(松村 学君) ぜひよろしくお願いします。

以上で終わります。

議長(行重 延昭君) 6番、土井議員。

6番(土井 章君) ちょっとここの場で言うのが場違いであったらお許しを願いたいんですけれども、地域振興株式会社と周防夢座との関係がよくわかりませんので質問させていただきますが、低層棟の屋上は雑草の植物園になっておりまして、図書館のちょうど目線で、雑草がいきなり、外を見ると目に入ってくる。鉄道に 鉄道て言うたらおかしいですが、汽車に乗っておられる方も非常に違和感があるという話をよく聞いておりますが、私がまだ現職でありましたころ、屋上に緑化をする、しないということが議論になりまして、管理もなかなか難しかろうからやめたらどねえかといったら、マンションに入

られる方等々の要望も強くてということで、緑化 エコのためもありましたんでしょうが、やったんですが、管理が全くできてなくて、セイタカアワダチソウがもう図書館から見ると目の前に生えてきておるというような状態です。その管理は地域振興株式会社がするのであればどのようになっているのかお答えをいただきたいし、そうではなくて周防夢座が管理すべきであるとするならば、周防夢座の一会員でもある地域振興株式会社としてちゃんと適正な管理を申し出ていただきたいということをお伺いします。

議長(行重 延昭君) 産業振興部長。

産業振興部長(阿部 勝正君) お答えいたします。

地域振興株式会社のほうで実情も調査しながら、当然、今、土井議員が言われたようなことで対応もしていきたいし、早速現場の確認等をやりまして、今、セイタカアワダチソウが生えておるというようなことの中で、地域振興株式会社のほうに要請したいと考えております。

議長(行重 延昭君) 以上で報告第22号を終わります。

報告第23号平成20年度防府市水道事業決算に基づく資金不足比率の報告について 議長(行重 延昭君) 報告第23号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。水道事業管理者。

〔水道事業管理者 中村 隆君 登壇〕

水道事業管理者(中村 隆君) 報告第23号平成20年度防府市水道事業決算に基づく資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が本年4月から全部施行され、公営企業においても平成20年度決算から、資金不足比率を算定し、公表することが義務づけられるとともに、資金不足比率が一定基準以上の場合には、原則として経営健全化計画を策定し、経営の早期健全化に取り組むことになりました。

本案は、この法律の第22条第1項の規定により、平成20年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見書を付けて報告するものでございます。

資金不足比率につきましては、水道事業会計及び工業用水道事業会計ともに資金不足を 生じておりませんので、「比率なし」となっております。

今後とも、一層の行財政改革を断行し、経営の健全性を堅持してまいりたいと存じます。 以上、御報告申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

議長(行重 延昭君) 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長(行重 延昭君) 以上で報告第23号を終わります。

認定第1号平成20年度防府市水道事業決算の認定について

議長(行重 延昭君) 認定第1号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。水道事業管理者。

〔水道事業管理者 中村 隆君 登壇〕

水道事業管理者(中村 隆君) 認定第1号平成20年度防府市水道事業決算の認定 について御説明申し上げます。

この決算は、地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、監査委員の意見を付 して議会の認定をいただくものでございます。

まず、水道事業会計から御説明いたします。

概況につきましては、決算書14ページの決算附属書類で御報告いたしておりますように、業務量は、年間総配水量1,429万5,591立方メートル、年間総有収水量1,258万8,215立方メートルとなりました。

建設改良事業では、人丸水源地等の伏流水水源への紫外線消毒設備導入を要旨とした水 道事業経営変更の認可を受け、平成21年度から第4期拡張事業第5次変更の事業に着手 することとなりました。

事業面では、未給水地区等の配水管及び送水管約2,000メートルの布設工事、漏水 多発配水管及び老朽配水管約3,300メートルの布設替工事、並びに平成19年度から の3カ年継続事業であります人丸水源地改良工事のうち、平成20年度に予定していました場内配管工事の一部を除き、2カ年計画の予定工事を完了いたしました。

次に、経営状況につきましては、収益総額21億2,994万7,909円に対し、費用総額は18億2,302万6,578円となり、差し引き3億692万1,331円の当年度純利益を計上することができました。

資本的収支におきましては、決算書6ページから7ページにかけて御報告いたしておりますとおり、収入決算額5億3,197万5,473円から翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額446万4,733円を除く収入額5億2,751万740円に対し、支出額は21億9,889万3,592円で、差し引き16億7,138万2,852円の収入不足となりましたが、6ページ欄外にお示しいたしておりますとおり補てんをしているものでございます。

企業債償還金につきましては、昨年度に引き続き、地方公共団体の公債費負担の軽減を 図るための臨時特例措置として実施された補償金免除繰上償還制度を活用し、繰越利益剰 余金処分額3億1,188万6,547円及び工業用水道事業会計からの他会計借入金 2億円等を財源として約6億5,000万円の高金利債の繰上償還を行い、高額となった ものでございます。

なお、決算書11ページにお示しいたしております、平成20年度防府市水道事業剰余金処分計算書の、前年度の利益剰余金処分額3億1,188万6,547円につきましては、ただいま御説明いたしましたように、企業債の繰上償還に充てるため減債積立金に処分したものでございます。

当年度未処分利益剰余金のうち、当年度純利益相当額3億692万1,331円につきましては、2億692万1,331円を企業債の償還財源とするため減債積立金として処分し、残額1億円を翌年度に繰り越すことといたしております。

以上が水道事業会計の概況でございますが、経営の根幹をなす給水収益につきましては、 人口の減少や節水型社会の進展などの諸要因によりまして、今後も減少傾向が続くものと 予測いたしております。

したがいまして、今後の事業計画につきましては、水需要の動向を注視し、事業の優先度を勘案しながら進めると同時に、経営面におきましても、防府市行政改革委員会の答申に沿って、経営の合理化を徹底してまいりたいというふうに思っております。

次に、工業用水道事業会計について申し上げます。

概況につきましては、決算書 5 5 ページの決算附属書類で御報告いたしておりますが、 施設の維持管理に重点を置き、安定給水に努めてまいりました。

経営状況につきましては、収益総額1億5,426万3,069円に対し、費用総額は1億3,162万2,798円となり、差し引き2,264万271円の当年度純利益を計上することができました。

資本的収支におきましては、決算書48ページから49ページにかけて御報告いたしておりますとおり、収入はなく、支出額2億167万7,638円につきましては、48ページ欄外にお示しいたしておりますとおり補てんをいたしているものでございます。 投資につきましては、先ほど御説明いたしましたように、水道事業会計の補償金免除繰

なお、決算書52ページにお示しいたしております、平成20年度防府市工業用水道事業剰余金処分計算書につきましては、当年度未処分利益剰余金のうち120万円を法定利益積立金として処分し、残額につきましては翌年度に繰り越すことといたしております。

上償還の財源とするため2億円の長期貸付を行ったものでございます。

工業用水道の契約水量につきましては、給水先であります協和発酵バイオ株式会社との合意事項に基づきまして、平成19年度から、1日当たり1万5,000立方メートルに

減量いたしておりますが、夏季に限り臨時増量の申し込みを受け、7月から9月の3カ月間につきましては、責任水量を超えて1日当たり平均約1万9,300立方メートルを給水いたしました。

今後も、事業運営の効率化と経費削減に努めることによりまして、健全経営を続けてま いりたいと考えております。

以上、水道事業・工業用水道事業各会計の平成20年度決算につきまして概況を御説明申し上げましたが、今後とも公営企業の経営の原則に沿って経済性を発揮しつつ、公共の福祉に寄与するよう努力してまいる所存でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長(行重 延昭君) 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長(行重 延昭君) 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、なお審査 の要があると認めますので、12名の委員をもって構成する水道事業決算特別委員会を設置し、同委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(行重 延昭君) 御異議ないものと認めます。よって、認定第1号については、 12名の委員をもって構成する水道事業決算特別委員会を設置し、これに付託と決定をい たしました。

これより水道事業決算特別委員会の委員を防府市議会委員会条例第8条第1項の規定により、次のとおり御指名いたします。事務局長より御報告いたします。

議会事務局長(森重 豊君) それでは御報告いたします。敬称は省略させていただきます。

安藤議員、久保議員、佐鹿議員、土井議員、中司議員、原田議員、藤本議員、三原議員、 山下議員、山田議員、山本議員、横田議員、以上の12名でございます。

議長(行重 延昭君) ただいま報告いたしましたとおり、水道事業決算特別委員会委員にそれぞれ御指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(行重 延昭君) 御異議ないものと認めます。よって、水道事業決算特別委員会委員には、ただいま御指名いたしました方々を選任いたすことに決しました。

ここで特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

委員会開催のため、暫時休憩をいたします。

なお、委員会の開催場所は1階の議会運営委員会室ですので、よろしくお願いいたしま

す。

午前10時36分 休憩

午前10時48分 開議

議長(行重 延昭君) それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

休憩中に委員会が開催され、正副委員長が選出されましたので御報告をいたします。

委員長には三原議員、副委員長には山田議員、以上でございます。

議案第63号財産の取得について

議案第64号財産の取得について

議長(行重 延昭君) 議案第63号及び議案第64号を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長(松浦 正人君) 議案第63号及び議案第64号の財産の取得について一括して 御説明申し上げます。

本 2 議案は、消防ポンプ自動車並びに高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材を購入し、消防力及び救急業務の充実強化を図ろうとするものでございます。

内容につきましては、お手元の参考資料にお示ししておりますとおり、消防ポンプ自動車は、株式会社初田消火器ほか7者により、高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材は、山口トヨタ自動車株式会社ほか2者により、それぞれ指名競争入札を行いました結果、いずれも藤村ポンプ株式会社が落札いたしましたので、それぞれこれと契約を締結しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長(行重 延昭君) ただいまの補足説明に対して一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長(行重 延昭君) 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(行重 延昭君) 御異議ないものと認めます。よって、一括して討論を求めます。 「進行」と呼ぶ者あり〕

議長(行重 延昭君) 討論を終結してお諮りいたします。議案第63号及び議案第64号の2議案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(行重 延昭君) 御異議ないものと認めます。よって、議案第63号及び議案第64号については、原案のとおり可決されました。

議案第65号工事請負契約の締結について

議長(行重 延昭君) 議案第65号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長(松浦 正人君) 議案第65号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。本案は、当初予算で御承認をいただき、平成21年度及び平成22年度の2カ年の継続事業として施工します防府市立華西中学校防音事業講堂増改築(建築主体)工事の請負契約の締結についてお諮りするものでございます。

工事の内容でございますが、平成19年度に実施しました耐力度調査で、改築の必要が 生じたことから、文部科学省の補助事業により増改築するとともに、防衛省の補助を受け て、騒音防止の措置を講じ、学校環境の整備を図ろうとするものでございます。

お手元の参考資料にお示ししておりますとおり、制限付き一般競争入札の公募により参加のありました澤田建設株式会社ほか5者により入札を行いました結果、澤田建設株式会社が落札いたしましたので、これと契約を締結しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長(行重 延昭君) 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長(行重 延昭君) 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(行重 延昭君) 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長(行重 延昭君) 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可 決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(行重 延昭君) 御異議ないものと認めます。よって、議案第65号については、 原案のとおり可決されました。 議案第66号工事請負契約の締結について

議長(行重 延昭君) 議案第66号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長(松浦 正人君) 議案第66号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。本案は、当初予算で御承認をいただいております防府浄化センター電気設備(中央監視・計装設備)改築工事の請負契約の締結についてお諮りするものでございます。

浄化センターにつきましては、昭和53年2月から下水の処理を開始して以来31年が経過し、その設備は耐用年数を超え、老朽化が進んでおり、今後、施設の能力低下や維持管理費の増大が懸念されますことから、中央監視装置及び計装機器について、平成21年度及び平成22年度の2力年の継続事業として改築工事を実施するものでございます。

お手元の参考資料にお示ししておりますとおり、制限付き一般競争入札の公募により参加のありました株式会社中電工防府営業所ほか3者により入札を行いました結果、3者が本市の定める低入札価格調査基準価格を下回ったため、その内容を調査審議した結果、最低の価格で申し込みのあった業者において、本契約の内容に適合した履行が可能であると判断し、この申し込みをした株式会社東芝中国支社を落札者と決定いたしましたので、これと契約を締結しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長(行重 延昭君) 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長(行重 延昭君) 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付 託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(行重 延昭君) 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長(行重 延昭君) 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可 決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(行重 延昭君) 御異議ないものと認めます。よって、議案第66号については、 原案のとおり可決されました。

議案第67号山口市と防府市との間における消防事務の委託に関する規約の変更につ

いて

議案第69号防府市消防本部及び消防署の設置等に関する条例中改正について 議長(行重 延昭君) 議案第67号及び議案第69号を一括議題といたします。 理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長(松浦 正人君) 議案第67号山口市と防府市との間における消防事務の委託に関する規約の変更について並びに議案第69号防府市消防本部及び消防署の設置等に関する条例中改正について、一括して御説明申し上げます。

本2議案は、平成22年4月1日から山口市の消防に関する受託事務の範囲を同市徳地及び秋穂区域内から徳地区域内に変更することに関して、山口市と協議して規約の一部を変更しようとするもの並びにこれに伴い消防署の管轄区域を変更するため条例を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長(行重 延昭君) ただいまの補足説明に対して一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長(行重 延昭君) 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(行重 延昭君) 御異議ないものと認めます。よって、一括して討論を求めます。 〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長(行重 延昭君) 討論を終結してお諮りいたします。議案第67号及び議案第69号の2議案については、これを可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(行重 延昭君) 御異議ないものと認めます。よって、議案第67号及び議案第69号については、原案のとおり可決されました。

議案第68号防府市国民健康保険条例中改正について

議長(行重 延昭君) 議案第68号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長(松浦 正人君) 議案第68号防府市国民健康保険条例中改正について御説明申 し上げます。 本案は、出産育児一時金の額について、暫定的な特例措置を設けようとするものでございます。

改正の内容につきましては、緊急の少子化対策として被保険者の出産に係る経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときの健康保険法に基づく出産育児一時金の額が4万円引き上げられることから、それとの均衡を図るため、国民健康保険条例に基づく出産育児一時金の額について、同様の規定を設けるものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長(行重 延昭君) 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長(行重 延昭君) 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付 託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(行重 延昭君) 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長(行重 延昭君) 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可 決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(行重 延昭君) 御異議ないものと認めます。よって、議案第68号については、 原案のとおり可決されました。

議案第70号平成21年度防府市一般会計補正予算(第8号)

議長(行重 延昭君) 議案第70号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 嘉村 悦男君 登壇〕

副市長(嘉村 悦男君) 議案第70号平成21年度防府市一般会計補正予算(第8号)について、御説明申し上げます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億9,821万7,000円を追加し、補正後の予算総額を425億136万8,000円といたしております。

第2条の継続費の補正につきましては、5ページの第2表にお示しいたしておりますようにJR西日本株式会社との協議の上、勘場川のまちづくり交付金事業の期間及び年割額

にかかわる継続費の変更をいたすものでございます。

第3条の債務負担行為の補正につきましては、6ページの第3表にお示しいたしておりますように市税等コールセンター業務委託事業について、平成22年度から平成23年度までの債務負担を設定し、次に、豪雨により被災された農業者が、防府とくぢ農業協同組合の農業災害緊急対策資金を活用した場合に対する資金の利子補給について、平成22年度から平成41年度までの債務負担を設定し、また、豪雨の影響を受けた中小企業の方が、融資機関の中小企業災害資金を活用した場合に対する資金の利子補給について、平成21年度から平成27年度までの債務負担を設定するとともに、三田尻中関港、港湾整備事業に対して、費用負担軽減を目的に平成21年度から山口県が資本費平準化債の借りかえを実施したことにより、平成22年度から平成41年度までの債務負担を設定するものでございます。

第4条の地方債の補正につきましては、7ページの第4表にお示しいたしておりますように、勘場川の河川改良事業及び学校ICT環境整備のための学校教育施設等整備事業にかかわる地方債の発行限度額を変更いたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により、その主なものについて順を追って御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、8ページ上段の10款地方特例交付金1項地方特例交付金の1目地方特例交付金につきましては、国の交付決定により、児童手当特例交付金の減額及び減収補てん特例交付金の増額補正を計上いたしております。

同じページ下段の2項特別交付金1目特別交付金につきましては、国の交付決定により、 特別交付金の増額補正を計上いたしております。

10ページ上段の11款地方交付税1項地方交付税の1目地方交付税につきましては、平成21年度から22年度まで地域雇用創出推進費が創設されたことにより、普通交付税の増額補正をいたしております。

同じページ下段の15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費補助金につきましては、下水道事業や区画整理事業にかかわる地域活性化・公共投資臨時交付金を計上し、2目民生費補助金につきましては、社会福祉費交付金を計上し、6目土木費補助金の3節都市計画費補助金と4節地域活力基盤創造交付金につきましては、土地区画整理事業に係る財源の振替をし、6節住宅・建築物安全ストック形成事業補助金と7節住宅・建築物耐震化促進事業補助金につきましては、住宅耐震診断補助金と建築物耐震診断補助金の財源振替及び住宅・建築物アスベスト改修事業補助金を計上いたしております。

次に、12ページの8目教育費補助金の2節小学校費補助金及び4節中学校費補助金に

つきましては、理科教育振興費補助金を計上し、2節小学校費補助金と4節中学校費補助金及び6節社会教育費補助金につきましては、学校ICT環境整備のための学校情報通信技術環境整備事業費補助金を計上し、3節小学校費交付金と5節中学校費交付金及び7節社会教育費交付金につきましては、安全・安心な学校づくり交付金を計上し、6節社会教育費補助金につきましては、埋蔵文化財保存活用整備事業費補助金を計上いたしております。

1 4 ページ上段の 1 6 款県支出金 2 項県補助金 2 目民生費補助金の 2 節社会福祉費交付金につきましては、国の経済危機対策の関連として県に創設された介護基盤緊急整備等臨時特例交付金と介護職員処遇改善等臨時特例基金交付金を計上し、 3 節児童福祉費補助金につきましては、子育て支援特別対策事業費補助金を計上いたしております。

次に、4目労働費補助金の1節失業対策費補助金につきましては、県に創設された緊急 雇用創出事業臨時特例基金補助金とふるさと雇用再生特別基金補助金を計上し、5目農林 水産業費補助金につきましては、7月豪雨により被災された園芸事業者に対する園芸産地 災害緊急対策事業費補助金を計上し、6目土木費補助金につきましては、土地区画整理事 業費補助金を計上し、8目教育費補助金につきましては、地域ぐるみの学校安全体制整備 推進事業費補助金を計上いたしております。

同じページ下段の3項委託金6目教育費委託金につきましては、学力調査活用アクションプラン推進事業委託金を計上いたしております。

次に、16ページ上段の18款寄附金1項寄附金2目商工費寄附金につきましては、防府ライオンズクラブ会長近棟稔様からの御寄附は、「まちの駅」の情報表示設備のための指定寄附金として計上いたしますとともに、3目教育費寄附金につきましては、山口育英サポートクラブ代表入交知則様からの御寄附は、青少年育成のための指定寄附金として計上いたしております。

同じページ下段の21款諸収入6項雑入3目雑入につきましては、平成20年度の水産総合交流施設(潮彩市場)への補助金のうち、平成21年5月に消費税の一部が返還されたことにより、その返還金を林務水産課の雑入として。また、5月9日の不審火により防府駅構内女子トイレ内のベビーシートが破損したため、その災害共済金を都市計画課の雑入として計上するものでございます。

歳入の最後になりますが、18ページ上段の22款市債1項市債の5目土木債については、河川改良事業債を計上し、7目教育債の1節小学校債と2節中学校債及び3節社会教育債につきましては、学校情報技術環境整備事業にかかわる教育債を計上いたすものでございます。

続きまして、歳出の主なものについて、御説明申し上げます。

まず20ページ、2款総務費1項総務管理費の6目財産管理費につきましては、市役所付近の県道佐波新田線の工事の進捗に合わせ、市役所前バスシェルター設置工事、進入案内板設置等、市税等コールセンター開設のために2号館1階の庁舎改造の工事請負費を計上いたしております。

同じページ下段の2項徴税費の2目賦課徴収費につきましては、市税等のコールセンター設置に係る初期費用及び委託業者への委託料をを計上いたしております。

22ページ上段の3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の19節負担金補助及び交付金につきましては、社会福祉協議会が主体で運営された災害ボランティアセンターにかかわる所要経費を計上し、28節繰出金につきましては、国民健康保険事業特別会計への繰出金を計上いたしております。

次に、4目高齢者福祉費の13節委託料につきましては、火災警報器設置義務が最終年度を控え、火災警報器の設置要望が当初見込みより大幅に増加したため、委託料の増額をお願いするものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、国の経済危機対策のうち、介護職員処遇改善・介護拠点整備等の対策費として、介護施設や地域介護拠点の整備等に対する経費と介護施設の開設等に対する支援経費を計上いたしております。

同じページ下段の2項児童福祉費の1目児童福祉総務費につきましては、県に創設されました安心こども基金を活用して、地域子育て支援事業にかかわる所要の経費を計上いたしております。2目児童措置費につきましては、民間保育所の施設整備費にかかわる補助金を計上いたしております。

同じページから25ページまでの4目児童福祉施設費につきましては、児童養護施設等の職員の資質の向上のための研修事業にかかわる所要の経費を計上いたしております。

次に、26ページ上段の4項災害救助費の1目災害救助費につきましては、災害弔慰金 給付審査委員会の開催にかかわる所要の経費を計上いたしております。

同じページ下段の4款衛生費1項保健衛生費の6目環境対策費につきましては、住宅用太陽光発電システム設置費補助に対する申請件数が当初見込みより増加したため、増額補正を計上しております。

次に、28ページの5款労働費1項失業対策費の6目雇用対策費につきましては、平成 21年度一般会計補正予算(第1号)で計上いたしましたが、その追加分として市が直接 雇用によるもの4件の事業のうち、7節賃金として1,187万円を計上いたすとともに、 同じページ4節共済費、11節需用費及び14節使用料及び賃借料について雇用にかかわ る所要の経費として合わせて79万7,000円を計上いたしております。

次に、4件の外部委託事業によるものは、13節委託料として2,186万2, 000円を計上いたしております。

30ページ上段の6款農林水産業費1項農業費の3目農業振興費につきましては、7月 豪雨により被災された農業者の方が、農地や農機具等の復旧資金を防府とくぢ農業協同組 合から借り入れた場合に生じる利子の50%相当額を計上いたすとともに、被災された園 芸事業者を対象に、園芸産地災害緊急対策事業の県からの内示により園芸産地災害緊急対 策事業費補助金を計上いたしております。

同じページ下段の3項水産業費の2目水産振興費につきましては、平成20年度の水産総合交流施設(潮彩市場)への補助金のうち、平成21年5月に消費税の一部が返還されたことにより、県返還金として計上いたしております。

次に、32ページ上段の7款商工費1項商工費の3目観光費につきましては、歳入の寄 附の件で御説明申し上げましたが、「まちの駅」の情報表示設備のための指定寄附金を工 事請負費の財源に充当するものでございます。

同じページ下段の8款土木費3項河川費の1目河川総務費につきましては、勘場川河川工事にかかわる山陽本線横断暗渠築造関連工事委託料の増額をお願いするものでございます。

次に、34ページ上段の5項港湾費の1目港湾建設費につきましては、債務負担で御説明申し上げましたが、三田尻中関港港湾整備事業の県負担金を計上いたしております。

同じページ下段の6項都市計画費の1目都市計画費につきましては、防府駅構内女子トイレ内のベビーシートの修繕料を計上し、3目公共下水道費につきましては、地域活性化・公共投資臨時交付金の交付決定分を公共下水道事業特別会計への繰出金として計上し、7目土地区画整理事業費につきましては、駅通り牟礼線身体障害者用停車施設設置工事費を計上いたしております。

次に、36ページ上段の7項住宅費1目住宅管理費につきましては、住宅・建築物アスベスト改修事業補助金の内示があり、アスベスト検査点検手数料へ財源を充当しております。

同じページ下段の10款教育費1項教育総務費の3目教育指導費につきましては、地域 ぐるみの学校安全体制整備推進事業及び学力調査活用アクションプラン推進事業にかかわ る所要の経費を計上しております。

38ページ上段、2項小学校費及び次のページ、40ページ上段の3項中学校費の1目学校管理費につきましては、国の経済危機対策のスクール・ニューディール構想として、

小・中学校のICT環境整備事業を促進するため、小学校へは32型デジタルテレビ 274台、50型デジタルテレビ50台、電子黒板機能付きテレビ17台及び中学校へは 32型デジタルテレビ10台、50型デジタルテレビ35台、電子黒板機能付きテレビ 10台を購入する経費及びそれに関連する所要の経費を計上しております。

また、38ページ及び40ページ下段の2目教育振興費につきましては、小学校へは ノート型パソコン56台、デスクトップ型パソコン146台、中学校へはノート型パソコン23台及び各小・中学校と市情報管理課とを接続するセンターサーバーを購入する経費 及びそれに関連する所要の経費を計上するとともに、県より理科教育設備整備費等補助金の内示があり、市内各小・中学校への理科備品購入を計上いたしております。

次に、42ページ上段の4項社会教育費の3目文化財費につきましては、文化庁より埋蔵文化財保存活用整備事業の国庫補助の内示があり、埋蔵文化財の体験学習経費及び文化財郷土資料館整備費等を計上いたしております。

4目青少年健全育成費につきましては、歳入の寄附で御説明申し上げましたが、青少年 育成のための指定寄附金を受け、青少年健全育成啓発用DVDの購入経費を計上いたして おります。

6目社会教育施設費につきましては、国の経済危機対策のIT活用経済社会基盤整備対策として、市内15の公民館等への32型デジタルテレビの購入費及びケーブルテレビ接続経費等の所要の経費を計上しております。

4.4ページ上段の1.1款災害復旧費4項その他公共施設・公用施設災害復旧費の1目その他公共施設・公用施設災害復旧費につきましては、7月豪雨により被災しました上右田老人憩の家にかかわる工事費を計上いたしております。

以上、今回の補正の主なものについて、御説明申し上げましたが、収支をいたしまして、 補正後の予備費を4億3,446万7,000円といたしております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長(行重 延昭君) 本案に対する質疑を求めます。9番、木村議員。

9番(木村 一彦君) 事項別明細の15ページに県支出金の中の3項委託金として学力調査活用アクションプラン推進事業委託金、これ40万円の増額補正になりまして、383万4,000円の予算になっておりますが、この学力調査活用アクションプラン推進事業というのはどういうものなのか、簡単に御説明願いたいと思います。

議長(行重 延昭君) 教育次長。

教育次長(山邊 勇君) お答えします。

これは学校と地域が連携して学力の向上を図ろうという事業でございまして、具体的な

事業につきましては、学校だよりにより学校の授業の様子とかを伝えるものでございまして、モデルで 小学校 1 校でモデル校として取り組むものでございます。

以上でございます。

議長(行重 延昭君) 9番、木村議員。

9番(木村 一彦君) 学力調査活用でありますけど、これはこの前の全国一斉学力テストと関連があるんですか。今の御説明では何かそれは余り関係ないような御説明でしたが、どうなんでしょうか。

議長(行重 延昭君) 教育次長。

教育次長(山邊 勇君) この目的でございますけど、調査結果が明らかになったというふうに書いてございますので、当然学力テストの結果につきましても参考といたします。

以上でございます。

議長(行重 延昭君) 9番、木村議員。

9番(木村 一彦君) どうもちょっとよくわからないんですけれども、最初の御説明だと、学校と地域が連携して学力向上を行うということで、具体的には学校だよりの発行とかいうことらしいんですが、この学力調査の結果をどのように活用してやられるのか。その学校だよりというのが、そういうことを含んだ学校だよりになるのか。ちょっと今の御説明では、全然、この学力調査の結果と学校だよりとの関連がさっぱりわかりませんので、もう少し詳しく、木で鼻をくくったような答弁じゃなしに親切にしてください。

議長(行重 延昭君) 教育次長。

教育次長(山邊 勇君) じゃ、具体的にいきます。

まず、これは学力の向上に向けて取り組むものでございますけど、この観点といたしましては、教師の授業力向上と子どもが感動を味わう授業の改善、それともう一つは、授業と授業の間を生かして子どもの学習意欲をはぐくむ家庭学習の充実と、これが課題でございまして、これに取り組むためには具体的なものでございまして、具体的なものにつきましては、学ぶ意欲の向上を図る家庭と学校の連携の具体的、効果的な方法を探るというのがねらいでございます。

ここで私どもが予算を要求してるものが、まず学校だより、つながりを活用した家庭学 習の意義の啓発ということでございます。

それから、家庭学習リーフレットの継続的な活用による家庭学習の質的変容ということ でございまして、家庭学習用のリーフレットの配布も考えております。

それから、授業と授業の間を生かす宿題の出し方ということで、教師の授業評価もあわ

せてするということでございます。

以上でございます。(「学力調査の結果との関連は、学力テストとの」と呼ぶ者あり) 基本的な考えの中で全国的な教育水準の向上というふうなことが大きな目標でございます ので、当然学力テストの結果につきましても考慮して、今まで私が御説明いたしました具 体的な方法をとるということでございます。

以上でございます。

議長(行重 延昭君) 20番、伊藤議員。

20番(伊藤 央君) 6ページの第3表債務負担行為の一番上にある平成22年度から23年度までにかけての市税等コールセンター業務委託、限度額4,473万円というもの、それから20ページ、21ページにあります上段の、まずは工事請負費の中のコールセンター設置のための庁舎整備工事と、そして、その同じページの下段にあります13節委託料、市税等コールセンター業務委託料ほかですね。これについて御質問をいたしますが、この市税等コールセンターについて、先般の説明会でいただいた資料によりますと、債権回収業務についてノウハウを有する民間事業者従事員、それから管理者1名及び電話オペレーター3名によって市税等の初期滞納者及び小額滞納者に電話で自主納付の呼びかけを行うということでありますが、ぱっと見たところ、この電話オペレーター3名というのがパートなのかなということが推測されるんですが、この従事員、それから管理者、電話オペレーター3名ですね。この方々の雇用形態はどのようになるのか教えてください。

それから、私の本意ではありませんが、一昨日行われました衆議院選挙で民主党が政権をとるということになりまして、となると強固な中心的な支持基盤である連合、労働組合等の意向というのがかなり政策に組み込まれてくるのかなと。ということで、最低賃金の問題でありますが、巷間言われておりますように、例えば最低賃金1,000円、全国一律というようなことが実現されましたら、その場合、効果額、先般お聞きしたものは、年間約4,200万円以上の増収と、経費がこれは入ってないわけですけど、経費を含めると、経費が2,400万円ぐらいということで、この経費というものがかなり変わってくると、そうすると、その純粋な効果額というものも変わってくるのではないかと推測されますが、どのように考えておられるか。

それから、この効果額というものを上げることによって、年間4,200万円増収を見込んでいるということですが、これがノルマ化しないかということが懸念されるわけですが、この3点について考えをお聞かせください。

議長(行重 延昭君) 財務部長。

財務部長(吉村 廣樹君) 1点目に、雇用形態の御質問がございましたけれど、これにつきましては、あくまでも委託でございますので、こちらのほうについては専門的な業務をやっていただきます委託業者の方にお任せをいたしております。

それと、先般説明会で御説明申し上げましたのは、管理者が1名、オペレーターが3名ということですけれど、これはあくまでも予算を計上する上でそういった積算も必要であるということで、他市の事例を参考にしながら出したものでありまして、完全にこれ委託でございますので、うちのほうからこれが何名、何名、管理者は当然1名はお願いするんですけれど、オペレーター何名、何名というのは、これは委託を受けられた業者が決められる問題でございます。

それと2点目に 3点目ですか、ノルマのお話しをされたんですけれど、これにつきましては、まだこれはちょっと今回3カ月ばかりの試行でございますけれど、これについては非常に予測は難しゅうございます。確かに今回、滞納が総額で税では15億円、そして保険、国保その他、介護保険その他を合わせると7億5,000万円、約22億5,000万円 23億円近くの滞納がございます。これを今一生懸命どのようにクリアしていくかということで考えておるわけでございますけれど、だんだん今、私ども、今回こういった軽易な業務、電話で催促していただいて、こういったものについてかなりやっていただいて、負担を減らして、そして職員がさらに今度本来の業務、要するに差し押さえとか財産徴収とか、滞納、こういったものに積極的に取り組んでいけるように、こういう体制をつくるということで、今回やっておるわけでございまして、このノルマにつきましては、こういったことを効果的にやることによってノルマも達成できるでしょうし、またさらに滞納の数の減少に持っていけるものと思っております。

3点目は以上でございますが、2点目の質問、ちょっともう一度すみませんがよろしくお願いします。

議長(行重 延昭君) 2点目が、伊藤議員。

20番(伊藤 央君) 最低賃金が変われば効果額が変わるんじゃないか。どのぐらい変わるか。

議長(行重 延昭君) 財務部長。

財務部長(吉村 廣樹君) 仮のことでございますので、ちょっと今1,000円が上がれば、もっと効果額も上がるのではないかということでございますが、ちょっとこの点については現時点では把握いたしておりません。

以上です。

議長(行重 延昭君) 20番、伊藤議員。

20番(伊藤 央君) 1,000円に上がれば効果額が下がるんじゃないかと普通 思うんですけども、どうも、どういう計算されるのか、上がるとおっしゃいましたが。自 主納付の呼びかけというふうに説明をされておったんですが、今、財務部長が言われたよ うにやっぱり催促なんだなということがわかりました。

それから、ノルマ化しないかということには、ノルマ達成できるように頑張るという御答弁でしたので、やっぱりノルマなんだなというふうに解釈、理解しましたが、これは雇用形態は委託する業者に任せるということでありますので、恐らくパートの方が 電話のオペレーターはパートの方になるだろうと、公算が強いわけですけども、その場合、これは緊急雇用という目的があるんで、市内の方を当然雇ってもらわなくちゃいけないわけなんですが、そうしますと、隣の方から税金払っちょっちゃないですよという電話がかかってきた。もしくはお知り合いの方、友人から税金払っちょっちゃないですよと、払ってくださいねという電話がかかってきたと。催促という言葉を使われましたんで、もうちょっと強い言い方なのかもしれませんが、こういったことが起こり得るということですが、これ、こういうことでいいのか。

それから、地方公務員法が定める守秘義務の問題でありますけども、当然業者との間に個人情報の保護、または守秘義務に関する約束というのはされるわけでしょうが、これは個人情報を幾ら大容量の記憶装置を入れないようにしたといったって、データを見てれば頭の中に入るわけで、ましてや市内のデータを見てれば知り合いの名前が出てくる、近所の人の名前が出てくる、こういったことは十分起こり得る、そしてそれは当然記憶されるわけですよね、そのオペレーターの方の頭の中に。そうした場合、その個人情報保護、守秘義務というのが本当に守られるのか、この点が非常に疑問というか、非常に心配なわけでありますが、この点について、どのように市としては考えておられるか御説明ください。議長(行重 延昭君) 財務部長。

財務部長(吉村 廣樹君) 守秘義務が守れるのかどうか、これ一番大事な問題でございます。これにつきましては、今回、まず第一に業者の選定ですけれど、これは今回、公募型プロポーザルといたしております。

そして、この業者の選定に当たっては日本工業規格の個人情報保護基準をクリアいたしましたプライバシーマーク、これを取得した業者に限るとしております。それと業者の方の実績、要するに例えば民間でこういったコールセンター業務をやられた方、あるいは国とか県、市町村でそういった実績のある業者、これを公募の条件といたしております。

それから、当然いろんな提案をしていただくわけですけれど、9項目の提案からなって おるわけですけれど、そのうち特に重視いたしておりますのが、議員御指摘の個人情報で す。これについて提案を プレゼンを受けるときに3つのことを想定しております。

一つは、社内規定にこういう個人情報のことが 取り扱い規定が十分規定されておるか、こういったことをまず第一に考えます。

それとオペレーターに対して個人情報の教育、これが十分なされてるかどうか、そういう体制であるかどうか、それと3番目に、万が一に情報漏えいが起こったときに、具体的なマニュアルが整備されてるかどうか、こういったものをちゃんと確認いたしまして、その辺で採点をしていきたいと、このように考えております。

それと今、2番目におっしゃった電子計算機、パソコンを使うわけで、そういう情報漏えいにつながらないかということですけれど、これにつきましては、業者の方が利用しますパソコンについては、他のネットワークとの接続を当然のことながら禁止いたします。 それと、外に持ち出すことができますフロッピー機能でございますね、これは当然排除いたします。

それから、大量記憶媒体の使用を物理的に不可能にすると、それと市は定期的にパソコンの作業履歴、こういったものを調査していきたいと、このように考えております。

それと執務室につきましても、2号館の1階に設置するんですけれど、入り口には入退室管理システム、要するに指紋で入るとか、それとか暗号、暗証番号、こういったものを 条件といたしましてやっていきたいと思っております。

以上でございます。

議長(行重 延昭君) 20番、伊藤議員。

20番(伊藤 央君) いや、私がさっきから言っているのは、脳みそに記憶されるものについて言っているわけですよ。全く知らない名前であれば、これはただの文字の羅列というか、記号にすぎないんで余り記憶されないんですが、知ってる方の名前が出てくると、これは記憶しちゃうんですよね。それは私が言ってることが理解していただけると思いますが、そういった場合に、人の口に戸は立てられんと言いますが、市の職員であれば、先ほど申しましたように、地方公務員法の34条でしたかね、守秘義務が定められておりますし、その守秘義務とか情報漏えいに関して強い意識をまだ持っていると私は考えております。

それは、一般の方よりも強い意識を持っているであろうと、私は防府市の職員について信じておるわけでありますが、これがパートの方でも同じぐらいの意識を持ってるんだよというあなたの考えであれば、市の職員て何なのかなと。市の職員の誇りとか市に尽くそうという気持ち、当然、パートで働く方がコンプライアンスの意識が低いとか口が軽いとか、そういったことを言ってるんじゃないんですが、そういった方よりもさらに高い意識

を市の職員は持ってしかるべきだし、当然、今、持っていると、私はこれまで信じてきたわけですが、これがパートで、ハローワークで募集して来られた方、きのう、きょうから市に関する仕事に携わられる方も同じようなものをその日から持ってるんだよという考え方であれば、市の職員というのは何なのかなと、逆に考えるわけです。この点について意識の差というのはないとお考えですか。

議長(行重 延昭君) 財務部長。

財務部長(吉村 廣樹君) 民間委託して、離職者の方がそういった業務に携わられることになって、そういう守秘義務の意識はどうなのかということですけれど、これに関しましては、私ども平成16年に条例ができました。個人情報保護条例、これがございます。これを見ますと、当然のことながら市の職員にもそういった秘密を漏えいした場合には罰則規定があるわけですけれど、委託者の方、業者の方、それとか、それに雇用されている人たち、こういった人たちが秘密漏えいしたときにも罰則規定がございます。2年以下の懲役または100万円以下の罰金と、こういう規定もございます。ちゃんとそういった面で法、あるいは条例でそういった分を定められておりますし、また、そういったパートの方たちもそういう社内教育を受けられて、そういう、この業者の方は、債権回収の非常にノウハウを持っておられる業者でございます。そういった研修はたくさんされると思いますし、そういったことは全く心配がないと、そのように思っておりますので、どうぞよろくお願いいたします。

以上です。

議長(行重 延昭君) 13番、田中議員。

13番(田中 健次君) 同じくコールセンターのことについて質問しようと思っておったんですが、大分私が質問をしようと思ってたことを先に聞かれましたので私の質問することが減ったんですが、やっぱり個人情報保護の問題が非常に気になるわけですよね。今回の場合には委託という形で事業を実施されると、全国的に、先駆的に始められたのが大阪の堺市ですが、堺市の事業について、これ総務省のホームページで見ると、委託ではなくて労働者派遣事業という形でこれをやってるわけですよね。労働者派遣事業であれば、ある意味では直営という、直接市の指揮命令系統が働くという形で人事管理もできるわけですが、今回の場合には派遣ではなくて委託でされると。委託でされると、要するに先ほど財務部長が答弁されましたように、その仕事を3人でやろうと、10人でやろうと、それは委託会社が決めることと、市が関与する問題ではないということになるわけですよね。言ってみればブラックボックス的になる形だろうと思います。

それで、派遣であれば、その派遣されてきた労働者に対して市が個人情報を守るという

ような宣誓書を提出することを求めることができるわけですが、委託であれば、その委託会社の内部でそういう宣誓書を求めるということしかできないということになるわけで、そういう意味でプライバシーマークとかいろいろ言われますが、今回募集するのは新たにふるさと雇用再生特別基金という、こういう事業にのっとって新たに募集するわけですから、今までそのノウハウのある会社の社員であれば、それなりの研修なり訓練なりを受けているわけですが、新たに採用する人を、しかも市内の人を採用して、そういう形で短期間、1、2カ月の訓練、研修をされるんでしょうが、そういう形で本当に個人情報が守れるのかどうか、その辺、ちょっと甘いんではないかと思うんですが、もう一度、考え方をお願いします。それが1つ目です。

それから2つ目は、プロポーザルのやり方についてちょっと確認で、プロポーザルのやり方という形で言われましたが、プロポーザルで審査するときに、価格、金額を入れるのかどうかということが一つと、それとこれまでプロポーザルでやったやり方、例えば小学校の給食の民間委託、プロポーザルでやりましたけれども、応募してきたところを審査して、みんな合格をしたと。合格した3者ぐらいだっと思いますが、3者で入札をして、一番金額が低いところにしたと。あるいは図書館の窓口業務の委託は、たしか5者ぐらいが応募して、プロポーザルの審査で2者ぐらいを切って、残りの3者で入札をすると。一番価格の低いところが当然とるという形になるんですが、そういう形になると、価格が低いところは必ずしもその審査の中で一番得点が高いところとは限らないわけですね。この点についてどういう考え方なのか、これまでのようなそういうプロポーザル入札というやり方を踏襲されるのか、この辺についてお聞きをしたいと思います。

それから3番目は委託ということであれば、いわゆる偽装請負との関係で告示37号というものかありますが、当然、軽易な業務というふうに先ほど言われましたけれども、こういった軽易な業務という形になると私は専門的なというよりは これは業務ではないと思いますが、当然部屋を借りる、部屋を無償で業者の方に貸すのか、それからパソコンを使われるという形ですが、パソコンを無償で今、貸されるのか。電話代は電話を向こうが引いてやるのかあるいは市の電話を使ってするのか。使うとすれば電話機のリース料あるいは使用料ですね、賃借料といいますか、それと電話代、こういったものがこの予算書を見る限り歳入に計上されておりませんが、これは当然歳入に計上されるべきではないかと思うんですが、この辺についての考え方をお聞きをいたします。

それから、ふるさと雇用再生特別基金を充てられてこの事業をやられますが、一般財源ではなくてですね。ふるさと雇用再生特別基金ということであれば当然地域の人を新しく 雇用するということが前提になるわけです。そうしますと、やはり他の、例えば市外から 来られる方が仕事をされるんであれば多少違いますが、ふるさと雇用再生特別基金をあえて財源に求めたということは、その辺のリスクをむしろ増やす要因になってるわけですが、ふるさと雇用再生特別基金をここで財源として求めた理由は何なのか。こういった点について御回答願いたいと思います。

議長(行重 延昭君) 財務部長。

財務部長(吉村 廣樹君) まず、1点目の個人情報が守れるのか、派遣とは違って委託でやった場合に個人情報がどうなるかということですが、先ほど伊藤議員さんにも御説明申し上げましたように業者をちゃんとした業者を選ぶと。プライバシーマークを取得した業者を選ぶ。そして過去の実績のある業者であるということ。それと社内規定やら、そういったものにちゃんとそういうものをうたってある業者を前提にしておると。そういう個人情報に非常に堪能である業者を選ぶということが前提でございますので、その辺は十分守秘義務は守れると思っております。

それから、今回の委託でパソコンとか電話料、こういったものが使用料を取る必要があるんではないかという御質問でございますけれど、これにつきましては私どもの考え方はこの業務は専門的な業務であるというふうに解釈いたしておりまして、それについては、そういったものについては必要がないというふうに解釈しておりますので、今回は上げておりません 計上いたしておりません。

それから、ふるさと雇用再生特別基金事業ですが、これを、なぜ、あえてこれを導入したかということでございますけれど、これにつきましては財源的なものが 端的に申しますと財源が補てんされるということが一番大きな要因でございます。とにかくこれを誘い水に試行してみて、これの経過がよければやっていきたいと。そして、他市でも県内10万以上の都市、もうほとんどこういったコールセンター業務をやっていらっしゃいます。やっていないのは防府市ぐらいのものでございます、10万以上の都市はですね。都市間競争にも負けないためにも、こういったものをどんどん取り入れて、前向きにやっていこうという観点から上げたものでございます。

それから、もう1点、プロポーザルで、価格について、この辺の評価はどうなのかということでございますが、あくまでも先ほど申しましたように、この件に関しましては個人情報の保護、これを第一優先と考えまして、価格についてはもう二の次だよということで、あくまでも選考条件につきましてはこれを最重点に考慮していきたいと思いまして、価格については最後の最後ということで考えております。

以上でございます。

議長(行重 延昭君) 13番、田中議員。

13番(田中 健次君) 最初にプロポーザルのことですが、今のようなお話だと、そうするとプロポーザルで審査をして、それで第1位のところと契約をすると、こういう考え方でいいわけですか。複数の会社で入札をしなくて。その点ちょっと再確認でお聞きをしたいと思います。

それと、パソコンとかそういうものについての使用料は、専門的な業務という形で、これは計上してないということですが、防府市の委託については幾つかのものがあります。 給食センターあるいは小学校の給食の民間委託については、これは確かにこういうものが計上されておりません。それは専門性があるという形で判決が出ていると。私はこの判決は不服な判決になるのですけれども、そういう判決が出てるということで、これはやむを得ないのかなと、こう思いますが。しかし、例えば水道局が当直業務について民間委託した場合には、これは光熱費だとか、それから事務所の使用料、こうったものを市のほうがもらうという形の契約をしております。

そういうことからいってコールセンターの業務が専門性があるのかどうなのか、これは やはり専門性、多少のノウハウがあるにしても、果たしてそれが先ほど言われましたよう に、市の職員がこういう軽易な業務を民間に任せて、もうちょっと専門的な業務をしたい と、こういう業務ですから、果たして専門性があると言えるのかどうか、この辺は問題が あると。それで押し切られるということであればこれは偽装請負に該当するのではないか ということを申し上げておきたいと思います。

それから、個人情報の保護ですが、先ほどの伊藤議員の答弁の中で、市が制定しました個人情報保護条例、この中で、業者だけでなくてそこで従事している人について規制をしているというふうに書いてありますが、第12条、委託に伴う措置等ということで12条の3項「前項の委託業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない」と、こういうふうに書いてありますが、委託ということについて、先ほどその会社がどういう人を雇うのか、それからそういうことについて、それは喚起できないというふうなことを言われましたが、それが今の法律体系の中で出てくる答弁だと思うんです。そういうことであればこの12条の3項、委託していたそこの職員あるいは職員であった者に対して行政が特別の条例によって規制することができるのかどうか、この条例の12条3項、今回のことでちょっと私、見直したんですが、これはやはり法律違反の疑義があるんではないかと、こういう気がするんですが、これについては特に答弁はこの場で求めませんけれども。したがって、それに基づいて34条で罰則規定を

るということを意見を申し上げておきたいと思います。

それで、ふるさと雇用再生特別基金ということを防府市は取り入れたけど、先行している市は多分自前の財源でやってるわけです。だから、そこについてはやはり新たに雇用するということではなくて、やれることもあるわけだし、その辺については、もしするのであればふるさと雇用特別基金という財源を使わないでやる、あるいは労働者派遣でやるということがよりベターな選択ではないかと。しかし、こういうものはむしろ直営でやるべきというのが私はベストではないかと、こういうふうに思います。この辺について、ぜひ予算をできれば撤回をいただいて、その辺、改めて厳しく審査をして、再提出をされるように望みます。

以上です。

議長(行重 延昭君) 答弁いいですか。23番、藤本議員。

23番(藤本 和久君) 市税等コールセンター業務について質問させていただきます。数値目標、先ほどの答弁にもありましたが、年間約4,200万円の増収というふうに表現をされました。増収という意味が私にはよく理解できないんですけども、収入済額の増収を示されているのか、もしくは収入未済額の圧縮金額を示されるのか、どちらでしょうか。

議長(行重 延昭君) 財務部長。

財務部長(吉村 廣樹君) 4,200万円の増収で、これは収入済額の増収か収入未済額の圧縮かということですけれど、これは現年課税を前提といたしておりますので、収入済額といいますか、現年課税に対してコールセンターの機能が働きますので収入額の増と、未済額となりますと過去の滞納の繰り越し、そういったものの増ということになりますけど、これについては職員が、そういったものについては職員が引き続きやっていくということでございますので、あくまでも現年課税の増 増収ということでございます。

以上です。

議長(行重 延昭君) 23番、藤本議員。

23番(藤本 和久君) 収入済額の増減というのは社会情勢によっても随分変わりますし、このコールセンターの効果がよく私は見えないと思うのです。この前もらった資料を見ますと、例えば国民健康保険料なんですけども、平成19年度と平成20年度を見ますと収入未済額は大幅に増えている。にもかかわらずかなりの収入済額は増収になってます。であればコールセンターの業務が、もしここでやっていたらコールセンターの業務がうまくいったという評価になると思うのですよね。それではだめなんで、私は収入未済額の圧縮金額を年度別に示すべきじゃないかということをぜひとも提案したいと思います。

それと、質問ですけども、委託先に対して要求水準というのを出されると思うんですけ ども、どういう項目を出されるのか、お示しを願いたいと思います。

議長(行重 延昭君) 財務部長。

財務部長(吉村 廣樹君) 企画提案の提出内容につきましては要求水準ですが、まず、 提案の概要をお願いいたしております。それと業務実績、業務遂行能力、それと個人情報 の適切な管理、それと危機管理、そして5番目に業務体制、人材確保体制、そして業務計 画及び結果報告、そしてコンサルティング業務、そして最後に見積もり金額でございます けれど、合わせて8項目でございます。

以上でございます。(「要求水準」と呼ぶ者あり)

議長(行重 延昭君) 質問内容を確認してください。23番、いいですか。

23番(藤本 和久君) 要求水準になってない。

議長(行重 延昭君) 財務部長。

財務部長(吉村 廣樹君) 今の8項目につきましての要求水準ですけれど、これにつきましては、それぞれの項目につきまして総体的な評価と申しますか……。提案の概要につきましては、業務の意義や目的を理解し、その重要性を認識した上で基本的な考え方が示されているか。方針が明確で事務処理能力の高さが感じられるかと。まず1番目は提案の概要です。

2番目に、業務実績、業務遂行能力ですが、提案内容を執行するに十分な実績を有しているか。本業務について豊富な識見があるか。責任を持って担当できる企業であるかということ。

3番目に、個人情報の適切な管理でございますが、取り扱う個人情報の重大性を認識し、 保護の方針が講じられているか。個人情報保護対策に関する研修を行っているか。対応マ ニュアル等が示されているかと。3番目のこれが先ほど申しましたものでございます。

4番目に、危機管理体制ですが、危機に対しての対応態勢が確立しているか。市民との トラブル発生防止のための具体的な措置が示されているか。

5番目に、業務体制、人材確保体制ですが、職員休暇等における代替職員の確保と急な事態に対応できるか。目的達成のため有能な人材が確保できるか。

そして、6番目に、業務計画及び結果報告ですが、民間のノウハウが感じられ効果的な 提案であるか。業務の目的を的確に理解しているか。電話がつながらない者に対しても適 切かつ効果的な対策が講じられているか。オペレーターに対する指揮監督の体制、研修体 制、内容が示されているか。導入効果が把握できるように報告すべき事項、数値等が具体 的に示されているか。 そして、7番目のコンサルティング業務ですが、効果的で実現可能な提案が期待できるか。そして、見積価格については企業努力が認められるか。極端に安価な見積もりになってないか、低入札、こういったものもチェックする予定にいたしております。

以上でございます。

議長(行重 延昭君) 23番、藤本議員。

23番(藤本 和久君) それはプロポーザル方式の要求項目であって、水準では全くないんですよね。要求水準ですから例えば電話は1日に何件以上しなさいとか、それから先ほど言いました数値目標ですけども、年間4,200万円の増収を図りなさいと、こういった要求水準は出されるべきだと思うんですけど、そういうものはあるのかないのかを示してください。

それと、先ほどの田中議員の質問にも関連しますが、専門性が高いという評価をされてますが、田中議員は何の再質問もされませんでしたが、電話をするとか郵便物を配布するとかいったことが私は専門性が高いとは全く思えないんですけども、専門性が高いということを示していただきたいと思います。

議長(行重 延昭君) 財務部長。

財務部長(吉村 廣樹君) まず1点目の数値目標ですけれど、私ども今、1日1人の人が35件、仮に4人の方が取り組むとなれば35件掛ける4、そして、1月、22日ですから3,000件、年間にすれば3万6,000件、こういったものが目標になろうかと思います。

それと数値目標 効果予測でございますが、これにつきましては何度も申しておりますように4,200万円、これにつきましては前年度の滞納繰越額が約7億円ございます。7億円というのは現年度分です。そのうちの約3億6,000万円が市税で、あとの3億4,000万円が国保、それとか介護保険料、後期高齢者でございます。これが7億円。そして、それに対していろんな率を掛けていきます。電話判明率が約50%だろうと、5割だろうと。それに電話応答率が3割だろうと、これを掛けます。そして約束達成率が8割だろうと。それぞれこれを掛けていきまして、これは、やっていきますと4,200万円ということで、こういう数値目標を定めております。

それから、2点目の専門性のことをおっしゃいましたけれど、これはあくまでも電話をかけるということは単純なのかもわかりませんけれど、こういった守秘義務を守るとか、 それとか、これをやるためには地方税法も勉強せんにゃいけん、地方公務員法も勉強せん にゃいけん、そして信頼される会社にならなくちゃいけないということで、かなり厳しい 任務が予測されると思います。そして高い話術、そういったことが必要と推測されます。 そういったことから私どももかなりの高い専門性が必要なんではないかと思っております ので、そのようにお答えしたわけでございます。

以上でございます。

23番(藤本 和久君) 答弁されてないんで。要求水準書にあるかないか、はっきり言ってください。電話の件数、それから今の4,200万円が。

議長(行重 延昭君) 財務部長。

財	務	部	長	(吉村	廣樹	君)
---	---	---	---	---	----	----	---	---

議長(行重 延昭君) 7番、松村議員。

7番(松村 学君) ちょっと確認でございますが、民間業者ということでございますけども、民間業者にはいろいろございまして、こういう債権回収にかかわるような業者というのは、正直余りいいうわさでない業者もいらっしゃいます。これ、公のところにでも、こういうところに絡んでくるんですね、最近。実際、外見はさわやかだけど中身は実は取り立て屋みたいな、ひどいような業者かもしれません。サラ金みたいな業者かもしれない。そのような、いっぱいそういうのも入ってくると思うのですけど、どういった業者までを想定されているのか、その辺、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長(行重 延昭君) 財務部長。

財務部長(吉村 廣樹君) 債権回収業者ということで、ちょっと松村議員、そういったことを危惧されておられると思うんですけれど、全くその心配はないと思います。今回、全国で既にこの法が施行されて サービサー法ですけれど、その後、総務省の通達が出て、民間にどんどんこういったことを出していけよということが二、三年前に出されました。そして雨後のタケノコのごとく、今、全国で38カ所の市町村が取り扱っております。こういった中で秘密情報が漏れたという話は1件も聞いておりませんし、そして債権回収、この業者の方も例えば一つ例に挙げますと、NTT西日本なんかが手を挙げていらっしゃるようです。法人名を出すのはいかがかと思いましたけれど、こういった業者の方たち、かなり真摯に受けとめていただける、そういった業者がほとんどでございますので、その辺は、ぜひ御安心をいただきたいと思います。

議長(行重 延昭君) 7番、松村議員。

7番(松村 学君) やはり逆に言えば、いろんな対応の仕方、対応というのはいっぱいあるわけですけど、行き過ぎた対応というのもひょっとしたら出てくるかもしれません。今、電話等で、今の消費者関係で非常に被害に遭われている方も多々いらっしゃいま

すけど、それまがいといいますか、ひょっとしたらそういったこともある可能性もないとは言えません。実際、そういうところのセキュリティーといいますか、安心的なところは担保できる、本当に、今、ないとおっしゃいましたけど、本当に担保できるのか。今、藤本議員が要求水準等々の話もありましたけども、全くそういったものがないまま、本当に自信を持ってないと言えるというのは、私も不思議でなりませんが、その辺をやはり示していただかん限りは非常にちょっとグレーだなと。グレーなまま、また、取り立てもされるのかなみたいな感覚も持ってしまいます。そういったところをもう一回ちょっとすみませんが、詳しく御答弁いただけたらなと思います。

議長(行重 延昭君) 財務部長。

財務部長(吉村 廣樹君) 私が債権回収というような言葉をちょっと使ったので、その辺の勘違いがあるのかと思うんですけども、あくまでも回収とか、そういった直接滞納差し押さえ、財産調査、こういったものはあくまでも市の職員がやるわけでございまして、あくまでもこれは電話による催促といいますか、そういったものでございますので、その辺はひとつ御理解をいただきたいと思います。あくまでも初期の滞納者、累積をつくらない、初期の滞納者、滞納の10万円以下の方に対して気軽にといいますか、気安くかけていくと、こういったことでございますので、ひとつ御理解いただきたいと思います。

議長(行重 延昭君) 8番、大田議員。

8番(大田雄二郎君) 防府市は、7月21日に豪雨災害で被災者の方、それから防府市民の方、これだけ大変な状態のときにこういうふうな議案で、市税等コールセンター業務委託料と、それで先ほど同僚議員からたくさん質問も出ておりますし、吉村部長も回答されてますけれども、この議案については、今、防府市民12万人にこの議題をみんな話をしたら、市民はみんな腹を立てて怒られますよ。市民がみんな被災の復旧のために一生懸命やっとるときに何でこういう、市民に対してこういうふうな市税を徴収するとか、まして民間に委託すると、どなたが考えられたんですか、こういうふうなものを。人情のある、人の血が通ってる人ならこんなことは考えないですよ。市民が今、一生懸命、困ってるときに、7月21日からまだ1カ月ちょっとしかたってない、そのときになんでこういうふうな議案を出されるか。市長以下どなたが考えられたか、それについて、まず説明をお願いします。それから、この議案については撤回して、もう一度じっくり、市民の了解をもらうなり議員の了解をもらってほしいと思います。市長、お願いします。

議長(行重 延昭君) 副市長。

副市長(嘉村 悦男君) 市長にかわりまして、私も収納課長を務めておりました。市 税の収納というのは、やはり税の根幹を、納めていただくというのが原点にございます。 それで、いろいろサラ金回収業のお話がございましたけれども、これはサラ金の回収で、お金を直接取りに行くとかそんなんじゃなくって、いわゆる初期のいわゆる滞納ということですから、例えば納期限、納期限というのがございまして、納期限から20日のときにいわゆる督促状を出すわけですが、そういう、いわゆる最初の、初期の方に要するに滞納 納付をお忘れじゃないですかとか、あるいは口座振替、たくさんしていただいておりますけれども、いわゆる現金がそのときにちょうど少なかったら、いわゆる口座振替が不能ということで督促状が出るわけですけれども、そういういわゆる、財務部長が何度も申し上げましたのは、初期の方、要するに口座振替が今回ちょっと落ちなかったとか、そういった方について、金額も10万円未満の方について、そういう委託でお願いしようということであります。

効果は、それをすることによって1回の納期限で何干通といって督促状が出るわけですけれども、それが市の職員がひっきりなしに電話をかけたり、かなりの手間をとっているわけです。その手間をとる分を業務委託することによって、市の職員はいわゆる軽微なやつの業務が少なくなる。そうすることによって本来業務のいわゆる給与照会とか、いわゆる財産調査とか、そういったいわゆる本来の滞納のほうに当たる、それでもっていわゆる効果を出していこうということであります。ということで、ぜひ軽微な、いわゆる初期の税のいわゆる納め忘れとかいったものをコールセンターでお願いすることによって本来のいわゆる滞納、大口滞納等のほうに主力を職員が注ごうということで、効果を出していこうということでございますので、ぜひ、コールセンターがいわゆる債権回収業で無理やり納めとか、そういうことをやるものではございません。お忘れではありませんかと、納期限来ておりますとか、そういったことのお勧めを、御案内をするということで、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上であります。

議長(行重 延昭君) 8番、大田議員。

8番(大田雄二郎君) 今、嘉村副市長から説明がありましたけれども、これは防府市民の税金で、ここにいる市長以下部長から私たち議員も報酬を全部もらっとるんですから、その一番根本の市民に対して、市民が一番困ってるときに、そういう固定資産税とかそういうものがたとえ滞納になろうが、今この時期にこういうふうな市税のコールセンター、つくるべきじゃないんですよ、そりゃ。勝坂とか行って、嘉村副市長、この話を防府市民、被災者に言ってみられたらどうですか。それは市民から殴られますよ、そりゃ。そういう被災者の方、多いんですよ。今回、いろいろ被災、受けられて、防府市は何もしてくれないと。山口県や国は一生懸命、今、砂防ダムとか、いろんなことをやっておられますけれ

ども。もうちょっと、この辺については、7月21日の災害からまだ1カ月ちょっとしかたってない状態ですから、これについてはもう少し、この議案を撤回するなり検討して、再度されるとか、そういうことを考えられたらどうですか。それについては嘉村副市長や吉村部長はいかがですか。

議長(行重 延昭君) 副市長。

副市長(嘉村 悦男君) 9月定例、補正については慎重に私どもも部内協議して提案 さていただいたものでございます。ぜひ慎重なる委員会審議等をお願い申し上げたいとい うふうに思っております。

議長(行重 延昭君) 6番、土井議員。

6番(土井 章君) 大田議員が大変厳しい質問をされた後でちょっと質問もしにくくなりましたが、ちょっと基本的な考え方、そして不明な点がありますのでお伺いをいたします。

まず、税の督促滞納処分については市政の根幹に属する部分でありまして、第三者にやってもらうんではなく、基本的には市の職員がやるべきことだというふうに思っております。加えて、みやすいところは第三者に、難しいところを職員がと言われますが、職員はいきなり取り立てのプロになるわけじゃなくて、幼稚園から小学校、中学校、高等学校と行ってプロになるわけであって、まず督促状を出さなきゃいけないぐらいの人に納めてもらうということから練習をして長年たってプロになるわけであって、転勤した全く別の部署から収納課へ転勤した、はあ明くる日は差し押さえに行ってこいと言うたってとても無理な話であって、そういう意味においても職員の教育という、育成という観点からも市の職員が直営でやるべきだというふうに申し上げておきます。

それと、今までの説明でちょっとわからなかったのが、吉村部長は現年課税分を対象とするということで、かつ副市長さんの答弁も督促状を出さんにゃならんようになったぐらいの10万円以下ぐらいの人だということでありましたが、そうだとするならばそんなに専門性は要りゃあせんし、職員がお願いをしても差し支えないことですし、忘れちょりましたで済むことかもしれませんしという思いが一つするのと、途中、増収 増収という言葉は違うと思いますけれども、滞納額が減るという部分については、現年課税分と言いながら、計算の中では滞納繰越分でどうのこうのということをおっしゃいましたけれども、滞納というか繰り越しをした段階で過年分になるんであって現年分ではないという思いがしておりますが、一体どっちのことを、今、副市長は督促状を出して20日ぐらい過ぎたような人にという説明でありましたが、増収では滞納繰越分が7億円あってどうのこうのという説明がありましたが、一体どういう人を実際には対象として納めてもらうように説

得をするのか、改めてちょっとお伺いをしたいと思います。

議長(行重 延昭君) 財務部長。

財務部長(吉村 廣樹君) ちょっと混乱させるような発言をして申しわけございませんが、あくまでも副市長が申しましたように現年課税分に対しての催促でございます。私が7億5,000万円の滞納という金額を申しましたのは、そういった現年課税分が累積して、これを現年課税分でちゃっと納めておかないと累積分 滞納繰越分がどんどん増えて現在では税が7億5,000万円までに達しておるというお話をさせていただいたわけでございます。ですから今現年課税分につきましては、税につきましては約3億6,000万円ぐらいだったと思うんですが、それと先ほど申しましたように国保関係、それとか介護、こういったものを入れると7億円の現年課税分ということでございます。

以上でございます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長(行重 延昭君) 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査 の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(行重 延昭君) 御異議ないものと認めます。よって、議案第70号については 関係各常任委員会に付託と決しました。

議案第71号平成21年度防府市競輪事業特別会計補正予算(第1号)

議案第72号平成21年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第 7 3 号平成 2 1 年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)

議案第74号平成21年度防府市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)

議案第75号平成21年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算(第1号)

議案第76号平成21年度防府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第77号平成21年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

議長(行重 延昭君) 午後の予定がありますので、引き続いて、議案第71号から議 案第77号までの7議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 嘉村 悦男君 登壇〕

副市長(嘉村 悦男君) 議案第71号から議案第77号につきまして、一括して御説明させていただきます。

まず、1ページの議案第71号平成21年度防府市競輪事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、平成20年度決算に基づきまして、歳入では、前年度繰越金を増額し、歳出においては、同額分を予備費に計上するものでございます。

次に、9ページ、議案第72号平成21年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億112万円を追加し、補正後の予算総額を121億621万7,000円といたしております。

それでは、歳入歳出補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

12ページ上段の3款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金につきましては、平成20年度療養給付費確定に伴う追加交付があり、増額補正をいたしております。

同じページ、下段の2項国庫補助金1目財政調整交付金につきましては、高額療養費特別支給金の支給に対する交付金を計上しております。

2目介護従事者処遇改善臨時特例交付金につきましては、国の経済危機対策の関連である、介護従事者の処遇改善に伴う保険料の上昇抑制のための交付金を計上しております。

3目出産育児一時金補助金につきましては、これも国の経済危機対策の関連であり、 10月1日より出産育児一時金が38万円から42万円へ引き上げられることに対する国 庫補助金を計上しております。

14ページ上段、9款繰入金1項一般会計繰入金の1目一般会計繰入金につきましては、出産育児一時金に係る一般会計からの繰入金を計上しております。

同じページ下段の10款繰越金1項繰越金1目その他繰越金につきましては、平成20年度決算に基づきまして、前年度繰越金を計上しております。

次に、歳出においては、16ページ上段の2款保険給付費4項出産育児諸費の1目出産育児一時金につきましては、先ほど歳入でも御説明申し上げましたが、10月1日からの出産育児一時金の引き上げ分と出産件数の増加分を計上しております。

2目支払手数料につきましては、10月1日からの出産育児一時金の支払方法変更に伴 う事務手数料を計上しております。

同じページ下段の6款介護納付金1項介護納付金の1目介護納付金につきましては、特例交付金の追加交付により財源充当を変更しております。

18ページ上段の9款基金積立金1項基金積立金1目国民健康保険基金積立金につきましては、平成20年度特別調整交付金等の交付により基金への積立金を計上しております。

同じページ下段、10款諸支出金1項償還金及び還付加算金の5目償還金につきましては、平成20年度療養給付費の確定に伴う国庫負担金等の返還金を計上いたすとともに、6目高額療養費特別支給金につきましては、後期高齢者医療制度への移行月の医療費の自

己負担限度額超過分に対する支給金を計上しております。これらの収支差を20ページの11款予備費で調整いたしております。

次に、23ページの議案第73号平成21年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,333万円 を追加し、補正後の予算総額を51億8,897万6,000円といたしております。

第2条の地方債の補正につきましては、26ページの第2表にお示しいたしておりますように、公共下水道事業にかかわる地方債の発行限度額を変更いたすものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算の内容につきまして、28ページ上段の3款国庫支出金 1項国庫補助金1目下水道事業費補助金につきましては、下水道事業費補助金の増額補正 をいたしております。

同じページ、4款繰入金1項繰入金1目一般会計繰入金につきましては、国の地域活性 化・公共投資臨時交付金の内示分を、一般会計からの繰入金として計上しております。

30ページ上段の5款諸収入2項雑入2目歳入欠かん補てん収入につきましては、平成20年度決算に基づきまして、消費税及び地方消費税の支払いが必要となったため、歳入欠かん補てん収入を計上しております。

同じページ、6款市債1項市債1目下水道事業債につきましては、地域活性化・公共投資臨時交付金の交付決定に伴い、下水道事業補助事業及び単独事業にかかわる事業債の増額の補正を計上しております。

次に、歳出においては、32ページ、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、先ほど歳入でも御説明申し上げましたが、平成20年度決算に基づきまして、消費税及び地方消費税の支払いが必要となったため、公課費を計上しております。

同じページ下段、2款事業費1項公共下水道費3目公共下水道建設費につきましては、地域活性化・公共投資臨時交付金の交付決定に伴い、補助事業の中関1号支線第2工区、 汚水管渠実施設計委託業務及び単独事業の自由ケ丘地区管渠施設改良工事にかかわる所要 の経費を計上しております。

次に35ページ、議案第74号平成21年度防府市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)及び43ページ、議案第75号平成21年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算(第1号)の2会計につきましては、いずれも平成20年度決算に基づきまして、歳入では、前年度繰越金を計上し、歳出においては、同額分を予備費として計上いたしております。

次に、51ページ、議案第76号平成21年度防府市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)の保険事業勘定につきまして、平成20年度決算に基づきまして、歳入では、 準備基金の繰入金及び前年度繰越金を増額し、歳出においては、余剰金の介護給付費準備基金への積み立て及び国庫支出金及び支払基金交付金の返還金を計上いたすとともに、これらの収支差を予備費で調整いたしております。

最後に、61ページの議案第77号平成21年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補 正予算(第1号)につきましては平成20年度決算に基づきまして、歳入では、前年度繰 越金を計上し、歳出においては、同額分を後期高齢者医療広域連合納付金として計上いた しております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長(行重 延昭君) ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

[「進行」と呼ぶ者あり]

議長(行重 延昭君) 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております7議案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(行重 延昭君) 御異議ないものと認めます。よって、議案第71号については 総務委員会に、議案第72号及び議案第74号から議案第77号については教育民生委員 会に、議案第73号については産業建設委員会にそれぞれ付託と決定いたしました。

議案第78号平成21年度防府市水道事業会計補正予算(第2号)

議長(行重 延昭君) 議案第78号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。水道事業管理者。

〔水道事業管理者 中村 隆君 登壇〕

水道事業管理者(中村 隆君) 議案第78号平成21年度防府市水道事業会計補正 予算(第2号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、国の平成21年度第1次補正予算において、水道水源開発等施設整備費のライフライン機能強化等事業費について、補助採択基準の緩和及び補助対象の追加により水道の防災・安全対策の実施を図るとされたことに伴い、老朽管更新事業として施工する配水管布設替事業費の増額補正をお願いするものでございます。

この事業の財源としての国庫補助金収入につきまして、本年度中の施工を予定しております国の平成20年度第2次補正予算に係る石綿セメント管更新事業及び老朽管更新事業に対する補助金とあわせて補正をお願いするもので、事業費の増額に伴う消費税及び地方消費税納付額の減額につきましても、補正をお願いするものでございます。

まず、予算第2条に定めております業務の予定量につきましては、建設改良事業の事業費を11億892万円に改めようとするもので、この業務量の変更に伴い所要の補正をお願いするものでございます。

予算第3条に定めております収益的支出の予定額につきましては、水道事業費用を283万3,000円減額補正しようとするものでございます。

予算第4条に定めております資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入を5,225万7,000円増額し、資本的支出を5,950万円増額補正しようとするもので、あわせて、資本的収支不足額の補てん財源についても、それぞれお示しいたしておりますように改めようとするものでございます。

詳細につきましては、2ページ及び3ページの平成21年度防府市水道事業会計補正予 算実施計画にお示しいたしておるとおりでございます。

なお、4ページ以降につきましては、今回の補正に伴う所要の調整をあわせて行っているものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長(行重 延昭君) 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長(行重 延昭君) 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(行重 延昭君) 御異議ないものと認めます。よって、議案第78号については 産業建設委員会に付託と決定をいたしました。

議長(行重 延昭君) 以上をもちまして、本日の日程はすべて議了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は9日の午前10時から一般質問を行いますので、よろしくお願いいたします。お疲れでございました。

午後0時36分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年9月1日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 山根 祐二

防府市議会議員 土 井 章